



Firm News Vol. 123 September 2021

Contents

- **【法改正】**2021年10月以降の法改正について
- **【お知らせ】**2021年 年末調整について

 **EPCS EP Consulting Services Corp.**

Social Insurance Consulting Firm EOS



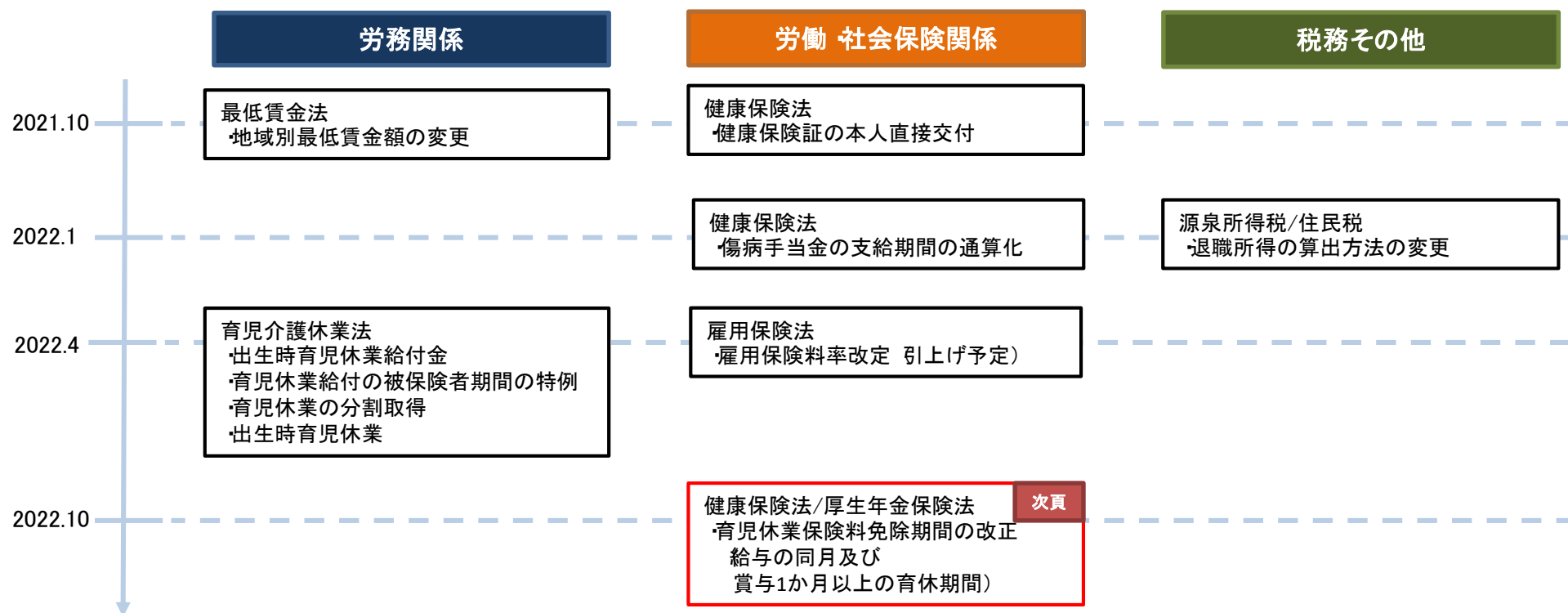
➤ 法改正]2021年10月以降の法改正について

今回は、2021年10月以降の法改正について、ご紹介させていただきます。

先月号までに、10月に施行予定の地域別最低賃金額の変更及び健康保険証の本人直接交付、2022年4月施行予定の育児介護休業法の改正についてご紹介させて頂いたところとなりますが、それらの法改正の他に、労働・社会保険関係では、傷病手当金の支給期間の通算化、雇用保険料率の改定等が予定されており、税務その他というところでは、2022年1月から退職所得の算出方法の変更が予定されているところがございます。

次頁では、1年後の法改正となりますが、育児休業期間中の社会保険料の免除に関する法改正について、簡単にご紹介させていただきます。

法改正スケジュール





育児休業保険料免除期間の改正について

現状

育児休業を開始した日の属する月から、その育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの月の保険料徴収が免除される。

(月末時点で育児休業で出勤していなければ、その月の社会保険料が免除)



改正後

給与】現在の仕組みに加え、育児休業を開始した日の属する月とその育児休業が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、その月における育児休業の日数が14日以上である場合も、その月の社会保険料が免除される。

(月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除する)

賞与】賞与における社会保険料免除は、育児休業期間が1か月を超える場合、に変更される。

賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除対象とする)

➤ お知らせ】2021年 年末調整について

今年も年末調整の時期が近づいてきております。

昨年(2020年)は、書式の変更、基礎控除額の引き上げ、給与所得控除額の見直し、「ひとり親控除」の新設及び寡婦(寡夫)控除の見直しという、非常に多くの法改正が行われたところでございますが、今年には下記の書類への押印が不要になるという改正以外に、大きな法改正等は実施されない予定となっております。

- ①扶養控除等(異動)申告書、②保険料控除申告書、③住宅借入金等特別控除証明書
- ④基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

各企業様におかれましては、10月末以降、本格的に年末調整の準備(書類の発送～回収～チェック)を実施していくことになるかと思いますが、出来るだけ早い段階で昨年の実施状況を振り返り、効率的かつ間違いのない年末調整業務が実施出来るように、準備を進めてください。

本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、
下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人EOS

東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル5階

TEL: 03-4577-1802 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp

URL: <http://www.epcs.co.jp>